

十津川村 シェッド個別施設計画

令和5年3月

十津川村役場 建設課

1. はじめに

平成 26 年度から 5 年に 1 度の近接目視点検が義務化され、平成 30 年度末までに全施設の 1 巡目点検を完了し、3 施設が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された（表 1）。令和 4 年度には 2 巡目点検が 3 施設で完了し 2 施設が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された。判定区分Ⅲは次回点検までに修繕を終えることが望ましいとされており、早期に修繕を行う必要がある。

そこで、本村は次の観点から計画をとりまとめ、シェッド個別施設計画とする。

表 1 十津川村管理シェッドの 1 巡目定期点検と診断結果

管理者名	点検計画数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
十津川村	4	3	0	1	2	0
			0%	33.3%	66.6%	0%

2. シェッド個別施設計画のポイント

- 定期点検のⅢ判定施設のシェッド修繕を最優先に取り組む。
- 令和 5 年度から 6 年間の計画とする。
- 診断結果および修繕完了後は、速やかに計画に反映させる。
- 定期点検のⅢ判定施設の修繕が完了後、予防保全型の計画を作成する。
- シェッドの修繕時期は、優先すべき橋梁やトンネル等の施設の修繕時期を踏まえて計画する。

3. シェッド個別施設計画

シェッド個別施設計画は下記および別紙 1（シェッド修繕事業計画）とする。

① 対象施設

対象施設は、1 巡目点検時点の管理施設とし、全 4 施設とする。ただし、1 施設については被災し通行止めとしている。

② 計画期間

計画期間は令和 5 年度から令和 10 年度の 6 年間とする。

③ 対策の優先順位の考え方

健全性評価が低いシェッドを優先的に対策することを原則とする。

健全性評価が同一のものに対しては、以下の指標を元に算出した【路線の重要度】の観点から優先順位を設定する。

【路線の重要度】

路線の状況により、シェッドの重要度を定量的に評価する。

評価点は下記の通り、施設長、バス路線、迂回路の有無、主要産業に資する道路について重み付けを行い、合計点を算出し、評価点とする。

項目	重要度 係数	条件及び配点 (最高10点、最低0点とする)			
		≥100m	100m>L≥15m	L<15m	
施設長	1	≥100m	100m>L≥15m	L<15m	
		10	比例配分 (10~0)	0	
バス路線※1	1	該当	なし		
		10	0		
迂回路の有無	1	なし	あり		
		10	0		
主要産業に 資する道路※2	1	該当	なし		
		10	0		

※1 「バス路線」、「通学路」、「緊急輸送道路を活用するための道路」は重複する項目であることから、「バス路線」を代表して評価する。

※2 十津川村における「重要路線と主要産業に資する道路」は重複する項目であることから、「主要産業に資する道路」を代表して評価する。

④ 新技術等の活用方針

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るために新技術情報提供システム（NETIC）や点検支援技術性能カタログなどを参考に活用を検討する。

⑤ 費用縮減方針

定期点検結果から得られた損傷状況をふまえて、予防保全段階（Ⅱ）判定箇所についても修繕等を検討することで、高コスト化を回避し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

施設の集約化・撤去、機能縮小については、社会経済情勢や施設の利用状況等の変更により検討はするが、重要な施設であるため、予防保全により、費用の縮減を図ります。

⑥ 個別施設計画の状態等

各施設の状態は別紙1の通りとする。

⑦ 対策内容と実施時期

各施設の対策内容と実施時期は別紙1の通りとする。

⑧ 対策費用

各施設の対策費用の概算は別紙1の通りとする。

